

地方独立行政法人堺市立病院機構定款の概要

名 称	地方独立行政法人堺市立病院機構
法人の種別	特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人
目 的	地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者に対する研修、地域医療の支援等の業務を行うことにより、堺市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与すること
業 務	<p>1 業務</p> <p>(1) 医療を提供すること</p> <p>(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと</p> <p>(3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと</p> <p>(4) 医療に関する地域への支援を行うこと</p> <p>(5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること</p> <p>(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと</p> <p>2 災害時における救助</p> <p>(1) 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態（次項において「災害等の緊急事態」という。）に対処するため市長が必要があると認める場合において、市長から救助、救援、医療その他事態の対処に必要な業務（この項及び次項において「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行う。</p> <p>(2) 法人は、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行う。</p>
役 員	<p>理事長 1人 （任期 4年）</p> <p>副理事長 1人 （任期 4年）</p> <p>理事 5人以内 （任期 2年）</p> <p>監事 2人以内 （任期 2年）</p>
理事会	<p>理事長、副理事長及び理事で構成し、議決事項は次のとおり</p> <p>(1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(2) 年度計画に関する事項</p> <p>(3) 予算の作成及び決算に関する事項</p> <p>(4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要な事項</p>
市から承継される土地及び建物	<p>土 地 5筆 16,215.87m² (地積)</p> <p>建 物 6棟 46,668.94m² (延べ床面積)</p>